

①

2004年7月19日

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係御中

意見提出者 丸山豊

J A S 制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

前略 標題の件につきまして、パブリックコメントとして、下記のとおり個人意見を提出いたします。

草々

1. 提出区分：
2. 住所： 東京都千代田区
3. 氏名： 丸山豊
4. 性別：
5. 年齢：
6. 職業：有機農産物及び有機農産物加工食品検査員等
7. 意見の内容：別紙参照

意見

最初に当とりまとめには記載されていない部分について意見として述べる。

食品表示については、表示を扱う当事者としては、様々な法律を見なければならず、かつ表示の問い合わせ先が一元化されていないことに不便を感じる。

従って、JAS 法の品質表示基準制度を独立させ、食品衛生法や景表法、健康増進法などの関連法の表示規制部分を統合した新しい「食品表示法」のようなものを作成することが理想であると思う。しかしまだそのような状況にないと考えられるので、引き続き品質表示基準制度を JAS 法内に設けることで仕方がないと思う。

以下、中間とりまとめについて 7 つの点について意見を述べる。

①P4～P5 II 2(1)及び(2) 「JAS 規格の制定について」

JAS 規格は品質基準であるという意識があるので、これからも品質基準にとどめるべきである考える。

品質を伴わない事項についての認証は、JAS 規格をつくらなくても制度をつくることが可能である考える。

例えば、品質についての基準を含まない認証（表示事項について、流通の方法について）については、加工食品品質表示基準第 5 条の認証(強調表示認証)や、流通については、JAS 法第 19 条の 7 の 2 に関する認証など、既存の法令・基準等を遵守していることについての認定の技術的基準を設ければよいと思う。

②P6～P7 II 3「JAS マークについて」

JAS マークの種類は少ないほうが、消費者が混乱しない。

マークの種類は、標準規格、特色規格の 2 つのみにとどめ、増やすとしても、指定農林物資についての JAS マーク（有機）、品質を伴わない認証マークの、最大 4 つにするべきである。

③P9～P10 III 1

「登録認定機関認可について」

P10 の文中「認定業務規程及び認定手数料の「認可制」について「届出制」にすべき」とある。これ自体は賛成であるが、表現に問題があると思う。

登録認定機関の認可については、登録認可、手数料認可、規程認可の 3 つが必要であり、上記の文から判断すると、登録認可については引き続き「認可制」が継続されると読める。

「「認可制」は登録認可のみを残し、認定業務規程及び認定手数料の「認可制」について「届出制に…」と記載しないと、この文章を読んだものが、すべて届出制になると誤解しかね

ない。

このことは、取りまとめの概要やとりまとめのポイントについても同様であり、表現を変更すべきである。

尚、ISO65 に基づいた機関であっても、その機関が JAS 制度を理解しているとは、必ずしもいえないのではないか。事前のチェックを簡素化し、事後のチェックを厳しくというのは賛成できない。

今の事前審査は決して厳しいとは思えない。このため、有機認定機関は 70 を超え、問題のある認定機関も後から出てくるという事態が起こっている。事前のチェックこそ厳しくすべきである。しかし、個人的な感想としては厳しさの方向が違っていると思う。(本来厳しくすべきところが厳しくなく、枝葉の部分で厳しかったりする)

例えば、登録認定機関の認可申請の際に、口頭試問や面接などを義務付け、本当に認定する内容を理解しているかどうかを審査すべきである。

また、登録認定機関を目指す機関に対する JAS 制度の研修、ISO 方式にするのであれば審査員(検査員)についての独立した研修など、諸研修の整備が必要であると思われる。

④P12 III 2

「登録外国認定機関の登録にかかる同等性要件」

同等性要件を取り除くことは賛成。しかし審査および監査について意見がある。

登録外国認定機関の認可の際、国内と同様に訪問審査をするべきである。また、年次監査も訪問監査を年次で実施されていないので、これも国内と同様年次の訪問監査をするべきである。

有機の登録外国認定機関については、JAS 制度が十分理解されない段階で認可を受け、なまじ国際基準があるがために、JAS の要件を満たさない認定業務が実施されているところがあるのではないかと危惧するのだが、登録外国認定機関の監査が、現状では国内ほど頻繁でないために、野放しにされる恐れがあるのではないか。登録外国認定機関においても、国内の登録認定機関と同様のレベルの監視をすべきである。

⑤P14 III 4 (2)

「認定の技術的基準のありかた」

JAS 規格には、規格調査会があり、またパブリックコメントの聴取があるのに対し、認定の技術的基準については、広く意見を聞いたり、関係者が基準作りに参画できる仕組みになっていない。JAS 規格と同様、認定の技術的基準についても、多くの人が基準作りに参画できるような仕組みが必要である。

⑥P14 Ⅲ 4 (3)

「格付検査のありかた」

このとりまとめにおいて、特定 JAS 規格の「生産行程の検査の方法」について討議されていないことは、残念である。「生産行程の検査の方法」は表現がわかりにくいので、これを使用する格付担当者自身が読んで理解できるようなやさしい表現にして欲しい。

⑦P16 Ⅲ 5

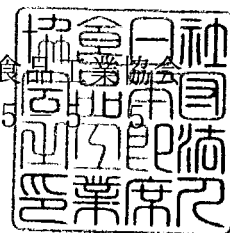
「農林水産消費技術センターの位置づけ」

登録認定機関に ISO65 の要求事項を義務付けている以上、それをチェックする農林水産消費技術センターが ISO61 の要求事項を遵守することは、「満たす必要がある」でなく必ず満たさなければならないと思う。そうでなければ制度の信頼性が保証できない。

このため、監査機関により、消費技術センターが ISO61 の要求事項を満たしていることを監査されなければならないと考える。(これを本省が行なうのであれば、本省も ISO61 機関のチェックができるよう ISO61 に基づいた業務手順書を持つべきである。)

以 上

社団法人 日本即席食品工業協会
東京都台東区浅草橋 5



JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

JAS規格について

- ・ 個々の規格の性格を特色規格又は標準規格に二分されると、特色規格だけが存在する場合、一般消費者にとっては特色の程度が極めて分かりにくいこととなるため、標準的な品質・プロセスを多くの人が明確に理解できるものとしての標準規格が必要ではないのでしょうか。
- ・ 平成11年のJAS法改正によりJAS規格は5年以内の見直しが義務づけられたが、見直しが一巡する5年を経過しないうちに見直し基準を改正するのは、性急すぎるのではないのでしょうか。
- ・ 国際規格との整合性については、第1回目の見直しの基準に比べ、今回はあまり言及されていないが、現在我が国がCODEX委員会に提案している即席めん類の規格に対する国内規格の整備方針はどう考えられているのですか。

品質表示基準について

- ・ 即席めん類品質表示基準及び生タイプ即席めん品質表示基準を廃止することに反対します。
消費者が購入に際し品質を識別することが困難であるものに種類別の品質表示基準が定められてきた経緯を考慮すると、「名称規制の緩和」を理由として、種類別の品質表示基準を廃止することに合理的理由があるとは考えられません。
名称表示が必要以上に厳しい規制であると考えるのであれば、個別品目ごとに名称の規制を緩和することを検討すべきではないのでしょうか。長い間消費者に利用されてきた名称以外の表示項目、例えば「調理方法」、「使用上の注意」等も廃止することは、消費者の保護の観点から表示を提供することに逆行するのではないのでしょうか。また、種類別の品質表示基準が廃止された場合、そば粉の割合等具体的な事例をもって表示禁止事項等で規制されていた事項が加工食品品質表示基準の一般誤認防止ルールで対応されることとなるため、基準が不明確となり消費者、事業者双方が混乱します。

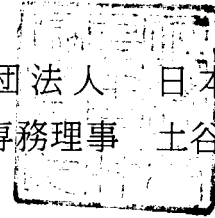


③

平成 16 年 8 月 27 日

「J A S 制度のあり方検討会 中間とりまとめ（案）」
に対する意見等について

社団法人 日本果汁協会
専務理事 土谷 三之助



A 全般的事項について

- 1 大幅改正された新 J A S 法（平成 11 年 7 月 22 日法律第 108 号）が平成 15 年 6 月 10 日から全面施行され、果実飲料関係者もようやく馴染みかけてきた現段階で早くも大幅な制度改正を伴うような論議がなされていることに、いささか戸惑いを感じます。

加えて、平成 10 年 7 月に全面改正された「果実飲料 J A S 規格」については本年が 5 年毎の見直し年に当たるため、当協会では今年度中の改定に向けて春先から作業に取り組んできたところですが、現在、コーデックス委員会専門部会においても「果実飲料の一般規格(案)」について論議されており、来年度の同委員会総会で承認されるものと見通されます。承認の暁には、国際的な規格との整合性を図るとの従来からの政策方針に照らし、今年度中に改定予定の「果実飲料 J A S 規格」に対する再見直しに波及するのではと思われます。

要すれば制度の頻繁な改正は、J A S 規格制度が任意の格付けであるゆえに果実飲料事業者の同制度からの離脱を加速させる恐れがありますので、制度改正に当たっては余り大幅なものとならないようご配慮方お願いします。

- 2 飲食料品の規格・表示基準には、J A S 法や食品衛生法、健康増進法、景品表示法(同法に基づく公正競争規約を含む。)のほか、計量法、容器包装リサイクル法など多くの法的規制が関与しているため、非常に複雑・難解なものとなっております。しかも、限られた表示面積内に非常に多くの事項を表示しなければなりません。

つきましては、リターナブルびんのように表示可能部分が王冠部分のみであるような場合には、消費者が商品選択する上で支障を生じない程度に「表示の簡略化」ができるようご配慮方お願いします。

B 個別的事項について

I 検討に当たっての基本的な視点のうち、

- 1 J A S規格のあり方において、“飲食料品等の製造管理技術が高度化するとともに、消費者の嗜好に対応して製品が多様化する中で、J A S規格の役割・コンセプトが不明確となり、消費者にとってJ A Sマークの意味が分かりにくくなっている。”と指摘されている点については理解できないわけではありませんが、一方で現行のJ A S規格制度は少なくともメーカーにとっては各種製品開発に当たっての重要指標として位置付けられていることから、J A S規格制度の存在意義には極めて大きいものがあることについても記述されるべきと考えます。

II J A S規格のあり方のうち、

- 1 J A S規格のコンセプトの明確化の【対応の方向】において、“個々の規格の性格について、「特色規格」又は「標準規格」に明確に整理できないものについては、「改革実施計画」において「J A Sマークの対象品目の削減を行う」とされていることを踏まえ、廃止を検討することとする。”と記述されていますが、そもそも「特色規格」と「標準規格」の性格に関する記述が抽象的であり、理解しがたいので、「特色規格」及び「標準規格」について具体的事例をもってお示し願いたい。

2 新たな社会ニーズに対応したJ A S規格のうち、

- (1) 表示とリンクしたJ A S規格の【対応の方向】において、“有機J A S規格や生産情報公表J A S規格のほかにも、・・・・・・・・”と記述されていますが、これらの規格は「特色規格」の範疇に入るものと考えてよろしいでしょうか。
- (2) 流通の方法に関するJ A S規格の【対応の方向】において、“・・・・、「流通の方法についての基準」を定めたJ A S規格の制定が可能となるように制度を整備する必要がある。”と記述されていますが、この考え方に基づく規格の全てが「特色規格」の範疇に入るものと考えてよろしい

でしょうか。

(3) その他 J A S 規格の【対応の方向】において、“例えば加工食品の原料となる野菜・果物等、生鮮食品についての J A S 規格を広く制定していくことを検討する必要がある。”と記述されていますが、現在、J A S 規格の改定に際して「原材料に J A S 規格品を使用すること」の規定を外す方向にあるものと理解していますが、この方向に逆行するのではないのでしょうか。

3 J A S マークのあり方の【対応の方向】において、“全ての種類の J A S マークについて、有機 J A S マークと同様、登録認定機関名を併記することとすべきである。”と記述されていますが、従来の登録格付機関による「製品認証方式」から新 J A S 法では登録認定機関による「システム認証方式」へ移行されました。

すなわち、現行の制度においては、J A S マークの貼付は製造業者等による自己格付けに基づくものであって、旧 J A S 制度のように登録格付機関による格付けとは異なるものであるため、J A S マークに登録認定機関名を併記すること自体に問題があると考えます。

III J A S 規格の認証のあり方のうち、

1 「改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向のうち、

(1) 登録認定機関の登録における行政の関与のあり方の【対応方向】において、“・・・以下の理由から ISO(国際標準化機構) が定めた製品認証機関に対する一般要求事項（以下「ISO ガイド 65」という。）を登録基準として引用することが適当と考えられる。”と記述されていますが、国際的とはいえ、民間機関の一つである ISO の基準を国内法に引用することに法的な問題はないのでしょうか。

(2) 登録認定機関の業務実施における行政の関与のあり方の【対応方向】において、“・・・及び秘密保持義務は廃止する必要がある。”と記述されていますが、この記述は前述の ISO65 の “・・・「機密保持」等が定められており、基準として網羅的である。”との記述とは矛盾しないのでしょうか。

3 登録格付機関等によるⅠ種格付の【対応方向】において、“・・・・・・今後は、製品の原材料及び製法等の生産行程を把握・管理できる事業者が登録認定機関による認定を受けた上で格付を行う制度、・・・・・・に一本化する方向で検討すべきである。”と記述されていますが、例えば果実飲料では、その原料果汁の多くを輸入商社を通じて海外産地に委ねていることから、認定事業者のボトラーに逐一、その“製品の原材料及び製法等の生産行程を把握・管理できる事業者”としての位置付けを求めることは難しいものと考えます。

IV 品質表示基準のあり方のうち、

1 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合の【対応方向】において、“個別品目の品質表示基準による名称規制は、品目横断的な品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化により消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がない限り、原則として廃止を検討すべきである。”との記述中、.....部分の表現は紛らわし表現なので、「懸念がないものについては原則として廃止」に修文すべきではないでしょうか。

また、個別品表の廃止は、長い歴史の中で消費者も事業者も理解し、定着してきた名称・定義等を廃止することであり、混乱を招く恐れが強く、かつ、廃止した場合には、横断品表でカバーできない部分が相当程度生じてくるものと考えられます。

つきましては、果実飲料の個別品表は、その特有の問題に対応するためにも、廃止しないでいただきたい。

3 表示の適正化の実効性の確保のうち、

(2) 表示を行う際の根拠書類等の保持の【対応方向】において、“事業者に表示内容の根拠となる書類の保持を義務付けることにより、・・・・・・”と記述されていますが、既に食品事業者は、食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づき、「記録の作成及び保存」が義務付けられていることから、JAS法上の新たな規制措置を講じる際には、食品衛生法等の他法令の規制措置と調整の上、事業者になんたな負担が生じないようご配慮方お願いします。

以 上

平成16年8月27日

④

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

全国食酢協会中央会
東京都新宿区四谷3丁目4番

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

平素より、大変お世話になっております。

7月1日に掲載されました表題の件に関しまして、意見を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

1. 食酢品質表示基準及び食酢の日本農林規格がこれまで果たしてきた役割について

食酢品質表示基準及び、食酢の日本農林規格は、昭和54年に制定されて以来、品質表示の適正化やまがい物の防止、品質の向上等の観点からその目的を十分に果たしてきているところであり、特に、最近に至っては、平成16年6月23日付の官報にて、「食酢品質表示基準の一部を改正する件」(農林水産1216)及び、「食酢の日本農林規格の一部を改正する件」(農林水産1215)が告示されたところである。

ご承知のとおり、今回の改正では、合成酢のJAS規格が廃止され、また、黒酢について新たに定義・規格化された。

特に、黒酢については、黒酢と名の付くものが市場に出回り、消費者の混乱を招いているとの消費者やマスコミ等の指摘から、農林水産省の指導もいただきながら、業界全体として黒酢の定義・規格化に取り組み、結果として、消費者の適切な商品選択に大きく寄与しているものと考えている。

2. 食酢のJAS規格の存続の要望について

今回の中間取りまとめでは、「JAS規格の制定・見直しの基準への反映」の項の中で、「廃止の要件に該当する規格について、関係者(行政担当部局を含む)の側から存続を希望する場合は、当該関係者自身がJAS調査会において、「特色規格」あるいは「標準規格」として存続すべき明確かつ合理的な根拠を説明できるものに限り、規格の存続を検討する」としている。

食酢の場合、「消費者が調理等の材料とする品目で一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点」や「最終製品として直ちに使用・消費に供される製品で、水増しやまがい物が存在する、類似の名称が複数存在するなど、消費者保護の観点」等からも、食酢のJAS規格は廃止検討の対象品目ではなく、標準規格等での存続を強く要望するところである。

3. 食酢品質表示基準の存続の要望について

今回の中間取りまとめでは、「品質表示基準のあり方」の項の中で、「個別品目の品質表示基準による名称規制は、品目横断的な品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化により消費者に重大な誤認が生じる等の懸念がない限り、原則として廃止を検討すべきである。」としている。

そもそも表示に関する消費者の関心が高い中、強制法である個別品目の品質表示基準の廃止という方向性は、実質的な食品表示に関する規制緩和であり、現在の消費者の期待とは逆行するものであると考える。

仮に、「名称表示について必要以上に厳しい規制となっている」のならば、その品目を明確にしたうえで、個別品目ごとに見直しを図ればよいのではないか。

食酢の場合には、前述の黒酢の例を出すまでもなく、食酢品質表示基準はまがい物の防止等、非常に重要な役割を果たしているものと考えられ、事業者側からも、名称表示が厳しすぎるといった声は聞こえてこない。

従って、食酢の場合、(図)個別品目の名称規制のあり方の中で、「重大な誤認が生じる懸念がある場合」に該当するものと考えるので、「名称」の定義存続を含め、「表示禁止事項」や「その他の表示事項及びその表示の方法」等、食酢品質表示基準の内容存続を強く要望するところである。

以上、よろしくお願いいたします。

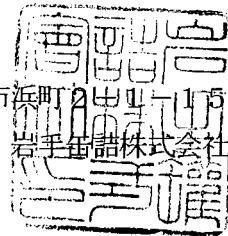
平成16年8月28日

⑤

農林水産省消費・安全局

表示・企画課企画調整係 御中

岩手県釜石市浜町2-1-15



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

このことについて、下記のとおり、登録格付け機関等によるI種格付け制度の存続を強く要望致しますので、是非ともご高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

記

- (1) 国際貿易取引において、近年益々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求の強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおりJAS法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 企画の第I種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付け機関で証明書の発行を行って頂いています)。

しかるにこの度、「I種格付け制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、I種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまいます。

なお、中間取りまとめ(案)のP.14に、「生産工程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付を行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊社が加入しております団体は、常勤・非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊社にとってはまったく無意味であります。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られていると伺っておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を著しく損なうこととなりましょう。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

以上

⑥

平成16年8月27日

農林水産省 消費安全局

表示規格課 企画調整係 御中

千葉県銚子市東小川町2978

勝浦水産 株式会社

代表取締役 徳元 敏男

(日本水産缶詰輸出水産業組合員)



『JAS制度のあり方検討会、中間とりまとめ』についてお願い

上記の件につきまして、下記事情を御参酌の上、御配慮賜りたくお願い申し上げます。

記

- (一) 今回のとりまとめでは、第1種格付制度は廃止が適當の旨、示されておりますが、これが実現致しますと水産缶詰の輸出は不可能となってしまいます。近年世界的に、食品の品質水準の保持とその公的保証の要求は強まっており、公的検査は必須であります。
- (二) 近時、農林水産省においては、農林水産物の輸出振興について、いろいろと伺っておりますが、今回の『中間とりまとめ』は、これとは全く正反対の動向でありまして、施策の一貫性を欠くことは誠に遺憾であります。
- (三) 上述の理由により、第1種格付制度は存続させるかまたは、水産缶詰業者の救済策を強くお願い申し上げます。

以上

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

「JAS制度のあり方検討会中間取りまとめ」に対する意見

1. 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合について

①現在ある個別品質表示基準を存続していただきたい。

〔理由〕

- ・今まで品質表示基準の定義があるものは、その定義に当てはまるものだけにその名称を使ってきました。また、消費者にもJAS法に定められた原料だけを使っている、安心できる製品として定着してきました。購入の際に、その名称をもとにしてイメージ通りの製品が購入できてきました。しかし、個別品質表示基準を整理統合して名称を原則自由にすると、今まで名称が使えなかった製品も一緒の名称になるので、名称〇〇の製品はこのような中味だとイメージして購入してきた消費者に混乱が起こります。
- ・健康増進法の栄養表示基準でノンオイルの表示は脂質が0.5 g未満と定められています。ドレッシング類品質表示基準でノンオイルドレッシングは油脂量が3 g未満という定めから、ノンオイルドレッシングだけ栄養表示基準の特例としてJAS法の表示表示基準と同じ3 g未満とされています。個別品質表示基準の整理統合でドレッシング類品質表示基準がなくなるとノンオイルドレッシングの特例の拠り所がなくなります。

②名称表示の例示を品質表示基準に制定していただきたい

〔理由〕

品質表示基準（表示の方法）に「名称」は、「その内容を表す一般的な名称」を記載することとされているだけで、例示が示されていません。最近の加工技術の進歩と消費者の食の多様化により新しいタイプの製品が次々と企画されてくるので、中味を表す適切な名称がなかなか決まらず苦慮しているところです。食品衛生法では、名称表示が通知の別表として例示されているが、一般消費者向け製品の表示の基準になる品質表示基準に例示がない。そのため同種の製品でもメーカーによって名称が異なるケースが出てきていることから、主なものを例示する必要があると考えます。

2. 表示違反に対する監視指導について

インターネット販売やカタログ販売も規制対象に含める場合、店頭販売を前提とした現状の品質表示基準とは別に、インターネット販売やカタログ販売に限った品質表示基準を定める必要があると考えます。

〔理由〕

消費者はインターネットの画面やカタログの情報を見て商品購入するか否かを決めるので、店頭販売を前提とした現状の品質表示基準に基づく表示項目に対して、インターネット販売やカタログ販売の特性から新しく必要になる表示項目も不要になる表示項目もあります。例えば、商品の詳細情報をもっと知りたい人のための問合せ先表示が必要です。また、賞味期限表示ができないので賞味期間等での代替表示が必要となります。

平成16年8月26日

東京都八王子市

水野 浩夫

会社員

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

「J A S制度のあり方検討会中間取りまとめ」に対する意見

【J A S規格の認証のあり方(登録格付機関等による I 種格付)について】

現状の I 種格付のようなスポット的な格付を残して欲しい。

最終製品の検査のみによる格付けではなく、原材料の使用や製造方法といった生産工程の管理記録も加味した格付に変える方がよい。格付後に問題が生じた場合、格付を申請した事業者も責任を問うように変更する。

〔理由〕

流通事業者から、J A S マーク付の製品が取引条件として求められた場合、それに対応しないと商機を逃してしまうことになる。納期が迫っている場合には、事業者認定からスタートしていたのでは間に合わない。また、その取引が小ロットかつ単発の場合、零細製造業者には負担が大きすぎる。

平成 16 年 8 月 31 日

東京都八王子市

水野 浩夫

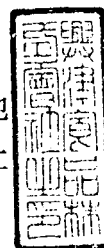
会社員

⑧

平成 16 年 8 月 27 日

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

静岡市清水八木間町 6 番地
興 津 食 品 株 式 会 社



『J A S 制度のあり方検討会中間とりまとめに対する意見』

上記の会にて、I 種格付け制度を廃止することが適当であるとの対応方向が示されておりますが下記理由により再考を御検討願いたくお願い申し上げます。

我が国のツナ缶は、かつてはアメリカを中心として世界各地に輸出されておりましたが数々の制限等により大幅に縮小され、現在はわずかに残された中近東諸国（サウジアラビア・レバノン・クエート他）が貴重な商圏となっております。それらの国では、品質保証のため国の公的機関による検査合格品ということが取引条件となっており、合格証明の発行が出来ないとなると輸出が不可能となり、当業界の経営が著しく深刻な事態を招くこととなります。

以上のことから、現行の J A S 規格の第一種格付を存続して、従来通りの証明書発行が出来るようにお願いします。

⑨

平成16年8月30日

農林水産省消費・安全局表示・規格課
企画調整係 御中

社団法人 日本食肉加工協会
理事長 伊藤 研一

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿一丁目5番6号

JAS制度のあり方検討会中間取りまとめに対する意見について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて標記の件について別添のとおり提出致しますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

JAS制度のありかた検討会中間取りまとめについての意見

1. JAS規格のあり方

1) JAS規格のコンセプトの明確化

意見1：現行規格を標準規格とすべきである。

理 由：現行JAS規格のほとんどは、JAS法第一条の「農林物資の品質の改善」、「生産の合理化」、「取引の単純公正化」、「使用又は消費の合理化」を目的として規格化されているので、基本的に標準規格として機能してきたはずである。

標準規格に合わないが、製品の品質、生産・流通プロセス（原材料、製法等）の観点からJAS規格を制定した方がよいものは特色規格とすべきである。

また、このような考えに立って、中間取りまとめは標準規格、特色規格の記載順序としていただきたい。

意見2：特色規格、標準規格、等級別規格、業務用取引規格が混在してわかりにくくなっているとあるが、等級別規格を廃止する必要がない。

理 由：同じJAS規格品であっても品質差があるために、品質特徴を明確に分けてほしいという消費者等からの要望に沿って等級化が推進されてきた。市場においては、等級と価格が連動していて消費者による自由な選択に任されている。

4) JAS規格の制定・見直しの基準への反映

意見1：「まがい物」の定義を明らかにしていただきたい。

理 由：「JAS規格の制定・見直しの基準」において「まがい物の防止等の観点から改正の是非についての検討を行う。」とされ、中間取りまとめで標準規格とする場合に「③水増しやまがい物が存在する場合」が掲げられているが、「まがい物」がどのようなものであるのかが示されないと、現行規格が「特色規格」と「標準規格」のいずれに該当するか判断できない。

意見2：5年ごとの見直しのスケジュールは、改正告示から5年後に行なうなど弾力的に対応していただきたい。合わせて農林物資規格調査会総会から告示までの期間をできるだけ短縮していただきたい。

理 由：5年ごとに品目別JAS規格を見直すこととなっているが、たとえば平成13年度に見直した品目が3年後の平成16年度に改正告示されたことによって施行までの猶予期間を除くと次の見直し時期まで1年足らずの余裕しかなく、改正JAS規格の消費者への浸透実態を正確に把握できないまま次の改正作業に入らざるを得ない。

2. JAS規格の認証のあり方

1) 「改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向

意見1：表示の真正性に係るJAS規格も制定するのであれば、登録認定機関の登録基準にはISOガイド61を引用していただきたい。

理 由：登録認定機関の登録基準にISOガイド65を引用することが適当とされているが、

現在の登録認定機関は出来上がった製品を認定しているというよりは、むしろ工場の品質管理、格付システムに重きを置いた認定の仕組みになっているので、ISOガイド61の方が望ましいと考える。

3) 登録格付機関によるI種格付

意見1：食品のI種格付について、零細企業、海外企業への配慮を欠くこととなるが、廃止することに賛成する。

理由：JAS認定工場は、施設設備要件、人的要件、品質管理要件など格段に高度な要件を満たすことによって初めてJAS製品の製造が可能となるのに対して、I種格付は原材料の使用状況や製造方法の把握が不十分なまま格付検査を行なうので、必ずしも的確でない一面がある。

4) JAS規格の認証に係るその他の課題

(2) 認定の技術的基準のあり方

意見1：JAS認定の位置付けを「製品認証」から「システム認証」へ転換していただきたいし、工程管理に重点を置いたシステム認証にすることによって製品検査後に出荷する方法を廃止していただきたい。

理由：現行のJAS認定制度にISO9000の考えが取り入れられているといわれているので、すでにシステム認証に近い仕組みになっている。対応方向として「ISO22000の考え方を取り入れることについても検討する必要がある。」とされるならば、ISO22000を取り入れることで工程管理に重点を置き、製品検査は「検証」に位置づけられることとなるので、製品検査後品質的問題があってもISO22000DISの「7.9.5 リコール」によって製品回収への対応は可能である。

意見2：今後はJAS認定工場に必要な条件をどのような場で議論されるのか明らかにしていただきたい。

理由：製造業者の認定の技術的基準は、これまでおおよけの場に諮られることなく改正されてきたため、改正の検討経過が不明であった。対応方向として「より詳細な告示又はガイドライン等を示すべきである。」のであるならば、認定の技術的基準をおおよけの場で議論することにより、JAS規格の価値やJAS認定工場の信頼性を高めることになる。

意見3：JAS認定工場が総合衛生管理製造過程の承認、ISO9000あるいはISO22000の承認を取得している場合には調査等を簡素化すべきである。

理由：JAS認定工場は、工場施設・設備の構造や衛生状態、品質管理基準とその実施状態、品質管理体制、製品回収システム、内部及び外部監査システムについて審査、認定されて初めてJAS製品を製造できるので、JAS認定工場の総合的技術レベルは食品企業で高い位置にあるし、技術の牽引的存在としてそれぞれの業界全体をリードしてきた。また、JAS認定工場の多くは食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認制度へ対応できているし、ISO9000、ISO14000あるいはISO22000への対応も容易である。

(3) 格付検査の方法のあり方

質問：技術的な検討を行う必要がある方法として「(2)登録認定機関による事業者の認定及

び監査の際の製品検査の方法」が掲げられている。このことは、現行制度では登録認定機関は製品検査機能を必要としていないが、将来は製品検査機能の義務化を示唆するものであるのかどうかを明らかにしていただきたい。

3. 品質表示基準のあり方

1) 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合

意見 1：個別品目の品質表示基準を原則として廃止し、品目横断的品質表示基準で定める一般誤認防止ルール及び標準規格による名称の標準化で消費者への重大誤認を防止しようとしていることについて慎重に対応していただきたい。

理 由：一般誤認防止ルールの抛り所は行き着くところ個別品目の品質表示基準ではないか。たとえば①消費者団体等のセミナーなどで、よく製品名と特徴の説明を求められる、②定義付けられた名称がないと、一般的に認識されている製品とは異なる製品の名称に異議を称えられなくなる、③たとえ商品名であっても品質表示基準の定義に合致しない名称は禁止されているので、品質表示基準の定義をなくすと判断基準がなくなる、④商品名や強調表示が一般に認識されている製品名と異なる製品が将来出回る恐れがあるなど、多くの不都合が想定される。

なお、名称及び定義についてコーデックス規格などとの整合性を図る考え方が一方であるが、JAS規格が制定されて40年余経過し、JAS規格のある製品の定義、品質は広く消費者に定着しているので、不必要に国際整合性にこだわる必要がないと考える。

意見 2：最近、告示内容を解説するものとして行政から「Q&A」が多く示されているが、「Q&A」について法的な位置づけを明確にしていきたい。

理 由：「Q&A」の位置づけが明確でなく法に基づくルールとは言えないのではないかと。対応方向として「行政において予め何らかの基準」が示されるのであれば、その際には明確にしていきたい。

2) 表示規制の対象の拡大

意見 1：インターネット販売、カタログ販売等への品質表示基準の適用に賛成するが、適用の範囲、適用の方法、責任の所在を明確にするとともに、このような販売方法を行っている事業者はJAS制度に対する認識を持つ食品製造業者だけではないので、関係事業者への周知を徹底していただきたい。

意見 2：JAS規格の製品、原材料などの「定義」を削除し、個別品目の品質表示基準の「定義」に一本化していただきたい。

理 由：JAS規格の製品、原材料などの「定義」と個別品目の品質表示基準の製品、原材料などの「定義」に違いがあるので、名称表示を大変分かりにくくしている。

意見 3：名称の定義は、必要最小限の原材料に限定し、消費者に誤認させない範囲まで広げることが望む。

理 由：現状認識として「消費者が商品を選択する際、その製品が何であることを認識するには、一括表示の名称表示よりも商品名や強調表示を重視している。」とあるが、商品名だけでは製品の種類がわからない場合に、個別品目の品質表示基準の名称の定義

が消費者の選択に役立っている。問題なのは、個別品目の品質表示基準の名称の定義が狭い範囲の製品しか網羅していない点である。定義の範囲を拡大することで、個別品目別品質表示基準の価値が高まるし、表示する側、購入する側の双方で正しい名称が浸透すると考える。

平成 16 年 8 月 30 日

「JAS 制度あり方検討会中間とりまとめ」に対する意見

(財) 日本合板検査会

日頃よりご指導頂き有難うございます。中間とりまとめに関し、3 点ほど意見を提出させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1. 報告書 7 ページ中段 (4 の前、3 行)

「JAS 適合品原材料を使用している旨の表示を推奨」

林産品において JAS 規格製品は原材料として使用される場合が多く、消費 (建築等) の現場では二次加工 (継ぎ手加工、塗装、防腐防蟻処理等) された製品が相当量を占めている。現状では JAS 製品を使用している、二次加工後の製品にその使用をアピールする手立てはなく、むしろ業界の認識としてはそうした表示は JAS 法違反となることを恐れている。(かねてからの指導もそうした考え方が強かったと考える。)

報告にいう「推奨」については、是非とも具体化し、自由度の高い表示方法を認める方向でご検討願いたい。

2. 報告書 8 ページ上段 (上から 7 行目)

(a) 「特色規格」とする場合

この項で「当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化した規格」とあるが、林産物における長年の懸案として、同一樹種の産地による品質差についての取り扱い問題がある。これは「相当程度明確化」できるか否かの判断に係るものと考えられるが、明確化の基準として、品質が他の産地のものと比較し明らかに異なる証明が必要であるばかりでなくではなく、実際の加工・流通の仕組みにおいて分別が確実に行われうることを基準化する必要があると考える。特に製材等林産物では製品化した後では特色規格としての性能を外觀その他で見分けることは殆ど不可能に近いことを考慮願いたい。

また、「特色」は *characterized* の意と理解しているが、もう少し言葉を継いで「特定品質」規格としたほうが分かりやすいと思います。

3. 報告書の副題について

本報告の主要課題が食の安全・安心にあることは理解しておりますが、JAS の一分野である林産物が含まれることから「食」に加え「暮らし」を入れていただけると幸いです。「食と暮らしの安全・安心……」では如何でしょう。

以上



11

16 — 水 — 19

平成16年8月26日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課企画調整係 御中

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地3

高遠ビル4階

日本水産缶詰輸出水産業組合



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

1 検討委員会の委員構成について

ご承知のように、この種の検討会の検討結果は、委員の構成により大きく左右されると一般に言われておりますが、18名もの委員で構成されているにも拘らず、水産関係の委員が1名も選任されていないのは、大変疑問に感じます。

この種の検討会では、通常、生産者代表、消費者代表、学識経験者・公益代表で構成され、当然生産者代表に水産関係の委員を選任すべきではないでしょうか。

なぜならば、先般の説明会での質問に対する回答では、食品産業界から選出した委員に水産分野も担当していただいたとのことですが、JAS 規格制定品目には水産物関係も数多く含まれておりますので、最低限1名の委員を選任すべきではなかったでしょうか。

2 登録格付機関等によるI種格付け制度の存続について

- (1) 国際貿易取引において、近年増々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおりJAS 法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 規格の第I種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行って頂いています。)

しかるにこの度、「I種格付け制度を廃止することが適当である。」

との対応方向が示されておりますが、Ⅰ種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまいます。

なお、中間取りまとめ（案）の P.14 に「結果的にⅠ種格付けが依然利用されている品目が存在することも踏まえ、事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、生産行程を把握し、適正に検査・格付けを行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付けを行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊団体は常勤・非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊団体にとっては画餅に等しいものです。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られておられると伺っておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を一挙に喪失することとなりましょう。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

(以上)



12

16 — 工 — 19

平成16年8月26日

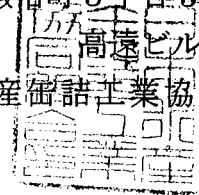
農林水産省消費・安全局

表示・規格課企画調整係 御中

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地3

高遠ビル4階

日本水産缶詰工業協同組合



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に対する意見について

1 検討委員会の委員構成について

ご承知のように、この種の検討会の検討結果は、委員の構成により大きく左右されると一般に言われておりますが、18名もの委員で構成されているにも拘らず、水産関係の委員が1名も選任されていないのは、大変疑問に感じます。

この種の検討会では、通常、生産者代表、消費者代表、学識経験者・公益代表で構成され、当然生産者代表に水産関係の委員を選任すべきではないでしょうか。

なぜならば、先般の説明会での質問に対する回答では、食品産業界から選出した委員に水産分野も担当していただいたとのことですが、JAS 規格制定品目には水産物関係も数多く含まれておりますので、最低限1名の委員を選任すべきではなかったでしょうか。

2 登録格付機関等によるI種格付け制度の存続について

- (1) 国際貿易取引において、近年増々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおりJAS 法で手当てするからとの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 規格の第I種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行って頂いています。))。

しかるにこの度、「I種格付け制度を廃止することが適当である。」

との対応方向が示されておりますが、Ⅰ種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまう。

なお、中間取りまとめ（案）の P.14 に「結果的にⅠ種格付けが依然利用されている品目が存在することも踏まえ、事業者認定を前提とした製品認証制度への一本化に当たっては、生産行程を把握し、適正に検査・格付けを行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付けを行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されていますが、弊団体は常勤・非常勤の役職員数が僅か4名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊団体にとっては画餅に等しいものです。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られていると伺っておりますが、もし仮にⅠ種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を一挙に喪失することとなりましょう。

よって、なにとぞ、従来どおり、Ⅰ種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

(以上)

平成 16 年 7 月 22 日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

拝啓 酷暑の候、益々ご清栄のことお慶び申し上げます。

さて、JAS 制度のあり方についてパブリックコメントを募集中とのことですので、下記のように意見を申し上げます。

1. 現行 JAS 格付けが少ないので JAS 制度の意味がないとか現行 JAS 制度により製品の品質レベルが向上しその目的を果たしたので存続する意味がないとの発言があるがこれは危険な考えである。

JAS を遵守し、製造に生かし大切に守ってきたのは消費者でもないし、農水省でもなく各業界である。JAS の格付けを行っているないにかかわらず、JAS や品質表示基準で決められたことを守ることにより、一定水準以上の製品を提供することによって消費者が安心して商品選択ができるようになってきたのである。この厳しい価格競争の時代にあって、規格や定義がなくなれば必ずや品質より価格を優先するところが出てきてまがい物や粗悪品が横行することになり、結果として消費者が迷惑を蒙ることになる。勿論、まがい物や粗悪品が横行することになればその業界の発展はありえず衰退するしかない。現行 JAS をどうするかについては消費者や学識経験者の意見を聞く前に業界の意見を聞くべきである。多くの業界が現行 JAS を大切にし、消費者を裏切らない品質を維持するための後ろ盾にしており、今後とも必要としていることをご承知でしょうか。

現行 JAS は製品の品質水準を維持するのに重要な働きをしていることを認識していただきこれを廃止するのであれば、それに代わり各商品について明確な定義を制定してまがい物や粗悪品の出現を防止すべきである。それがなければ、同封します片栗粉事件と同じようなことが頻発することになります。

2. 規格制定の基準が売上 100 億円になっているが金額で決めるべきものではないと思う。売上金額が大きくてもその商品が 1 社だけでしか製造販売されてなければ規格基準がなくても支障ないと思う。金額が少なくても同じ品名で数社が販売しているようなものにあっては、規格基準か定義がないと困るのは消費者である。現状は定義があるから消費者はどのメーカーのものを購入しても品質の差が小さく裏切られることはないが、規格や定義がなくなれば同じ品名のものでもメーカー間の品質差が大きくなり消費者が目的をもって購入したのに、自分が期待したものと違い使用できないことが起こりえる。迷惑するのは消費者である。

3. 規格や基準というものは品質や安全に関して一定水準を守り、消費者に安心して購入していただくために存在すべきものであって、それをないがしろにして国が先頭に立って特殊なものを対象にした規格を作ることには行革の精神に反することである。そのようなことこそ企業に自由にやらせれば良いし、業界に任せればよい。
- 規格基準は消費者が安心して購入できることを保証することに資することに限定すべきである。
4. 日本が文明国であり食育とか食文化とか食を語る国なら、規格基準は別にして個別の商品についての明確な定義は残して欲しい。人間にも名前があって戸籍があってできるだけ詳細に個人を特定できる国が文明国である。食品についても名称があり、その名称に関する定義がしっかりしている国が食の文明国なのである。それを逆方向にもっていくなど野蛮な行為はやめて欲しい。
5. 有機JASとか生産履歴JASなどを考えておられるようですが、だれがそれを保証することができるのでしょうか。厳しく言えば野菜なら植付けから出荷まで畜産で言えば生まれてから屠殺されるまで365日24時間監視しなければ保証できないことだと思います。このようなJASが制定され人気が出たら、薩摩の黒豚ではありませんがきつとごまかしが横行するようになるでしょう。薩摩の黒豚なら遺伝子レベルでまがい物は防止できますが、有機や生産履歴についてはそれができません。記録など頼りになりません虚偽の記載をされたらそれまでです、頼りは生産者の良心だけです、それに頼るのはあまりにおめでたすぎます、国が関与するようなことではないと思います。国が関与するなら製品検査により違反者が摘発できる検査技術の開発が先にあるべきだと思います。
- 同様のことは特色JASについても言えます。分析等で第三者が証明できるようなものでなければ規格化すべきでないと考えます。分析等で証明しにくい原料、製法等による特色規格は設けるべきでないと考えます。
6. 品目横断的品質表示基準については、具体例がないのでなんともいえませんが、今回の改正が不正表示防止を狙っているのなら、品目横断的考えは逆効果しか期待できないであろう。
- 個別より横断的品質表示基準のほうがあやふやなところが多くなり、解釈の幅が広がりひいては不正表示に繋がる恐れがあると考えます。基本的には現状と同じ個別の品質表示基準のほうが良いと考えます。
7. 標準があるから特色が成立しえるのであって、それなくして特色の存在はありえない。最低でも明確な名称定義が存在したとき特色が存在するのである。現在の規格基準又はそれに代わる明確な名称定義を残すべきである。

8. 名称規制について一部の人が「名称規制が製造加工技術の進歩の妨げになり、消費者の選択をも妨げている」と述べているが名称規制でこのようなことがおきるはずがない。このような枝葉のことを盛り込むことはこのまとめの価値を低下させることはあっても高めることはないことを申し添えます。

以上、ご意見申し上げます。

まだまだ暑さが続くことと思います、くれぐれもご自愛の上ご活躍くださいますようお願い申し上げます

敬具

稲城市

伊東 佑文

職業 会社役員

平成16年8月6日

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 規格調整係 様

平成16年度食料品消費モニター
稲田 勝彦

拝啓 ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、私儀は近畿農政局様より上記モニターを委嘱されておりますが、
今般、「食と生活7・8合併号」、で「JAS制度のあり方検討会、中間取りまとめに対
する意見の募集について」、を拝見致しましたので下記のとおり応募提出致します。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 敬具

記

「食品の消費期限および賞味期限の表示方法について」。

食品には大包装の中に数個の小包装が内蔵されているのが相当ありますが、大包装には
当然これらの期限が表示されております。しかし小包装は食品業者によっては表示されて
いるのもありますが、むしろ無表示の方が数多いのが現状であります。

もっともJAS法で定めた表示基準によれば、期限表示は消費者が食品購入時点で確認
でき得ればよく、購入後は消費者の自己責任で管理するべきとされており小包装への表示
はむしろ業者の好意、サービスの的なものであるので行政の指示、命令で義務化させること
はできない。と聞き及んでおります。

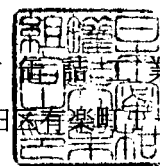
しかし今後の日本はますます人口高齢化が進み、しかも健常者ならばともかく日常生活
にホームヘルパーの介護を要する高齢知的障害者も増加の一途が見込まれ、ヘルパーも交
替で訪問して調理している高齢家庭も多い今日では、大包装の開封後は小包装までの自己
管理が無理な面も考えられます。

食品行政も「高齢者にもやさしい食品政策」。を繰り広げるならば法律上義務化はでき
なくても、小包装にも期限表示の主旨を業者の理解を得て、要望や奨励の方法で推進して
はと考えます。

以上

平成16年8月27日

日本蜜柑缶詰工業組合
東京都千代田区有楽町1-7-1



「JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ」への意見

第1種格付け制度について

現状：

- ①平成9年に輸出検査法が廃止されたため、みかん缶詰の輸出向けにおいて、品質証明書の発行が困難となったため、関係官庁などの指導のもと、JAS規格の第1種格付け（ロット）で検査を行い、合格品について登録格付け機関で証明書の発行を受けることができた。
- ②行革改革の一環として、検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定された。

「JAS制度のあり方検討会 中間とりまとめ」が平成16年7月に発表され、その中で現在の枠組みにおける第1種格付けの制度は廃止することが適当であるとあります。

問題点：

みかん缶詰の輸出において、輸入国サイドからの品質証明等の要求がある。第1種格付けが廃止された場合には、証明書等の発行が取れなくなることになり、証明書を必要とする輸出が不可能となり、業界にとっては危機に追いやられることになります。

これらのことから、

現行JAS規格の第1種格付けを存続し、ロット検査が従来どおり行われ、証明書の発行が継続してできるよう願います。

16

平成16年8月27日

農林水産省 消費安全局
表示規格課 企画調整係 御中

千葉県銚子市東小川町2978

川岸屋水産 株式会社

代表取締役 徳元 敏男

(日本水産缶詰輸出水産業組合員)



『JAS制度のあり方検討会、中間とりまとめ』についてのお願い

上記の件につきまして、下記事情を御参酌の上、御配慮賜りたくお願い申し上げます。

記

- (一) 今回のとりまとめでは、第1種格付制度は廃止が適當の旨、示されておりますが、これが実現致しますと水産缶詰の輸出は不可能となってしまいます。近年世界的に、食品の品質水準の保持とその公的保証の要求は強まっており、公的検査は必須であります。
- (二) 近時、農林水産省においては、農林水産物の輸出振興について、いろいろと伺っておりますが、今回の『中間とりまとめ』は、これとは全く正反対の動向でありまして、施策の一貫性を欠くことは誠に遺憾であります。
- (三) 上述の理由により、第1種格付制度は存続させるかまたは、水産缶詰業者の救済策を強くお願い申し上げます。

以上

⑦

平成 16 年 8 月 19 日

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

日本マーガリン工業会
専務理事 三宅輝夫
(住所)東京都中央区
日本橋浜町 3-27-8
(電話)03-3666-6159



「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」に関する意見について

標記の内容として、以下のような諸点を申し上げたいと存じますので、よろしくお取り計らい方お願い申し上げます。

1. 私共、日本マーガリン工業会の関与いたしますマーガリン類等の JAS 規格は、昭和 29 年の制定以来半世紀にわたって、消費者・実需者の方々との諸取引の規範として大いに活用されてきており、製品の生産量に対する JAS 格付け率は 9 割を超えている現状です。そして、平成 14 年度には御省のご指導の下に規格の全面的な見直しが行われました。その際、我が国の規格を国際規格(具体的には CODEX のファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格)に整合させようとの強いご示唆が御省よりあったと記憶しております。当業界といたしましても、これからの国際貿易の展開を踏まえればこの観点は大変重要であるとの判断から見直し論議に参画いたしました。このような認識は現在においても何ら変わるところはありません。

以上のように私共としては、JAS 規格の存在意義の一つとして国際規格との共通性の確保が大切と考えますが、この観点から「中間取りまとめ」文書を拝読しますと、国際規格との整合についての言及がほとんどありません。従いまして、同文書 4 頁(2)「標準規格(basic standard)」の中で、国際規格との整合の必要性を明確に位置づけ、これに言及いただきたいと思えます。

2. 「中間取りまとめ」文書 8 頁の後段には、「規格」の廃止を検討する場合の例示が幾つか挙げられており、その中に「現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており品質の格差が小さい」場合というのがあります。これの意味する所が私共には理解出来ません。と申しますのは、品質の格差が小さくなったのは、「規格」が存在していて、事業者が継続してそれを遵守する努力をしているからであって、もし規格がなくなれば事業者は品質を規定する物差しを失うことになり、再び品質に大きな格差が生じることとなって、消費者・実需者の方々にも大きな迷惑が掛かることになりましょう。

前述しましたように、マーガリン類は JAS 格付け率が 9 割を超えており、その個々の取引においては JAS 規格が基本的な「物差し」の役割を担っており、結果として商品が市場で信用を勝ち得ております。従いまして、「品質の格差が小さい」故をもって規格の廃止を検討するとの考え方には反対いたします。

3. （これは意見というよりも質問ではありますが） 上記 2 と同じ場所に「③消費者保護の観点から名称・品質の標準の必要性が特に認められなくなっている等の理由で「標準規格」とすることが困難な場合」という記述がありますが、これは現実の場面としてはどういう事態を考えておられるのでしょうか。もう少し具体的にご説明願えれば幸甚です。

(以 上)

現状

- 1、輸出検査法が存続していた時の証明書の発行は、輸出検査法に基づき指定検査機関が品質検査を行ない、合格品には民間貿易、WFP（世界食糧計画）が要求しているInspection Certificate等の発行を行なっていた。
- 2、平成9年に輸出検査法が廃止されたため、WFP等で要求している上記証明書の発行が困難となったことから、関係官庁等の指導のもと、JAS規格の第1種格付（ロット検査）で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行っている。
- 3、行革改革の一環として、検査・検定機関に対する行政の関与のあり方を平成17年度までに見直すことが閣議決定された。

「JAS制度のあり方検討会 中間とりまとめ」が平成16年7月に発表され、その中で現在の枠組みにおける第1種格付の制度は廃止することが適当であるとあります。

このことは次の点から問題があります。

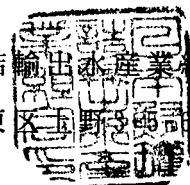
民間貿易、WFP（世界食糧計画）でもInspection Certificate等の要求がある。第1種格付が廃止された場合には、証明書等の発行が行われなくなる。このため、証明書を必要とする輸出が不可能となり、当業界の経営に重大な事態を招くこととなります。

以上のことから

現行JAS規格の第1種格付を存続して、ロット検査が行われ従来どうりの証明書の発行ができるよう対策を講じていただきたい。

平成16年 8月26日

日本鮪缶詰輸出産業組合
東京都台東区玉野5-10-1 Jsビル



農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 殿

2004 年 8 月 16 日

財団法人 日本食品油脂検査協会

パブリックコメント

1. JAS マークのあり方について

登録認定機関の責任を明確化するために、JAS マークに登録認定機関名を併記することであるが、これについては次の点が憂慮される。

① 登録認定機関の責任の明確化

現行の登録認定機関の業務は、「品質管理」及び「格付」におけるシステムの認証であって、製品は自己格付である。登録認定機関の業務に「格付」や「マーク」に対する責任が加われば、業務を遂行するための諸経費を誰が負担するか、責任を履行しているか否かを誰が判定するか等、いろいろな問題点が生じてくる。

② JAS マークの不正使用について

JAS マークの不正使用には、「JAS 不合格品」、「非 JAS 製品」への JAS マークの貼付や「偽造 JAS マーク」の使用等が想定されるが、現在、このような JAS マークの不正使用が横行しているとは思えない。もしあったとしても、登録機関名を併記したから防げるものではない。

登録認定機関を併記することの弊害は登録認定機関が替わると、包装資材が全て無駄になりメーカーに取っては大きな負担となる。

2. JAS 規格の認証のあり方

登録認定機関の登録基準に国際的な整合性を確保するため、ISO ガイド 65 を引用することであるが、ISO ガイド 65 を正式に取得した登録認定機関でなければ「国際的な整合性」がとれたと公言できないのではないか。JAS 認定機関が「国際的な整合性」を図ることにどれだけのメリットがあるのか疑問である。JAS は、事業者が一定基準以上の食品を消費者及び実需者に供給するための制度である。そのために登録認定機関が認定の技術的基準に合致するように事業者をアドバイスするのは当然である。登録認定機関による監査は事業者の「取り締まり」ではなく、JAS 業務を遂行するためのアドバイザーでよいのではないか。食品の品質を確保するために、登録認定機関が ISO ガイド 65 を取得する必要性があるとは思えない。

また、登録認定機関が事業者の認定時及び監査時に製品検査を行うことは、ISO ガイド 65 には要求されていない。認定機関に整合性を求めることと矛盾している。

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

J A S のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

1. インターネットのホームページ販売の表示規制について

中間とりまとめには「表示規制をインターネットの商品情報やカタログ記載の情報等まで拡大した場合、それらの表示に係る監視体制も整備する必要がある」と記載されている。(別添 1 - 2 1 ページ)

カタログの場合は、発行先が明確であり、文字としてある期間保管することができるため、監視は可能と考えられるが、インターネットの場合は、ホームページの管理者が特定できない「匿名性」のインターネット被害があるように、実際に存在するものか、架空のものがわからないという問題がある。さらに情報更新も情報消去も 1 秒あればできてしまうのが現状である。その状況の中で表示の適正化を図るための監視指導を行っていくのは、非常に難しい。インターネットの表示規制は、ネットワーク社会に適した法律が整備されてから導入する方がよいと考える。

2. 個別の品質表示基準の名称・定義以外の項目の検討について

中間とりまとめには、「個別の品質表示基準における名称、定義以外の項目については、その必要性について個別に精査した上で、基本的には品目横断的な品質表示基準に整理統合する方向で検討を行う」と記載されている。(別添 1 - 1 7 ページ) 検討にあたって、下記の点にご配慮願いたい。

レトルトパウチ食品品質表示基準や調理冷凍食品品質表示基準等には、原材料名の表示方法で、使用した食肉や野菜等が 2 種類以上である場合は、それぞれ野菜や食肉をまとめて「野菜(たまねぎ、にんじん、だいこん)」と重量の多い順に表示することが定められている。この表示方法は、消費者の視点からすると、野菜や肉は何を使用しているかがすぐに目にとまり、表示として非常にわかりやすい方法であると考えている。個別の品質表示基準が廃止され、横断的な表示方法へと統合されると、野菜や食肉が重量の多い順にバラバラに表示され、かえって見づらい表示となる。加工食品品質表示基準 Q & A (第 1 集) 問 7 3 では、調理冷凍食品に該当しないものでも、調理冷凍食品品質表示基準の定めに基づいた方法で表示して差し支えないとされているが、今後も、消費者の商品選択に役立つ表示方法として、このわかりやすい表示方法を継続することをお願いしたい。

3. 他制度との連携の観点について

中間とりまとめには、「他制度における J A S 規格の引用も念頭に置いた規格の内容とするよう、他制度との連携を図りながら、規格の制定・見直しを進める」と記載がある。(別添 1－9 ページ)見直しの際には下記のような例があることをご配慮願いたい。

健康増進法に定める栄養表示基準には、栄養表示基準適用対象外に該当するものとして、「J A S 法に基づく表示」を定めている。この定めにより、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準に該当する「ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング)」は、栄養表示基準の適用除外とされている。しかし、個別の品質表示基準を廃止した場合、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイルドレッシング等)は J A S 法における定義がなくなり、栄養表示基準適用除外の拠り所となるものがなくなるおそれがある。見直しの際には、他法令と連携を図るという点において、J A S 法から他法令への関係だけではなく、他法令から J A S 法へと関係するものも考慮していただきたい。

4. 名称規制について

中間とりまとめには、「名称表示は、一般誤認防止ルールにより取り締まられる。その際、「標準規格」としての J A S 規格に規定された個別品目のごとの定義が、一般誤認防止ルールによる判断基準として採用される可能性がある」と記載されている。(別添 1－17 ページ)判断の際に下記の点にご配慮願いたい。

現在、製品の名称は、J A S 法に定義があればその定義を、なければ「もっとも一般的な名称」を記載することになっている。しかし、もっとも一般的な名称とはどのようなものを判断するのが大変難しく、食品衛生法の「名称の例示」の中の小分類を参考に考えているところであるが、新製品の場合、製品の中身を表すわかりやすい名称が見つからず苦戦している。今後、消費者にわかりやすい表示に改めるためにも、名称表示の取り締まり(一般誤認防止ルール)を定めると共に、食品衛生法の「名称の例示」と整合性のある「名称表示の例示」を、J A S 法の品質表示基準の中に指し示していただきたい。

東京都墨田区

武村 百合子

会社員

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 企画調整係 御中

J A S のあり方検討会中間取りまとめに対する意見

【J A S 規格のあり方(J A S 規格のコンセプトの明確化)について】

〔対応方向〕にあるような、特色規格・標準規格への変更は、既存の J A S 規格に馴染んできた消費者にとって意味のわかりにくい J A S 規格となり、商品選択のための指標とならない。J A S 規格を消費者の商品選択の拠り所として価値あるものにするためには、既存の J A S 規格を整備し、その内容を消費者にもっと周知徹底することがよいと考える。

その方法の1つとして、特色規格と標準規格からなる、J A S 規格を新たに制定するのではなく、既存の一般 J A S を「標準規格」、その他の J A S (等級 J A S、特定 J A S、生産情報公表 J A S、有機 J A S)を「特色規格」という区分けで再構築して欲しい。

東京都墨田区

武村 百合子

会社員

平成16年8月27日

農林水産省消費・安全局

表示・規格課規格調整係 御中

全国乾麺協同組合連合会

中間取りまとめについての意見

中間とりまとめを拝見し、思うことは、当連合会を含む産業界の意見等が、限られ、むしろ、消費者代表、学識経験者等の主導によっての取りまとめではないかと思われます。表示を行うのは、産業界であることから、産業界の意見等も十分に反映してこそ、よりよい品質表示基準となるのではと存じます。

よって、個別品質表示基準を持つ、業界として以下の意見を申し述べます。

- ① 個別品質表示基準は、当業界を含め、消費者にそれぞれ個別の製品の特長をもって、よりよい情報の提供（当業界では、横断品質表示基準では決められない名称、調理方法及び表示禁止事項）が出来ていると自負しております。このことは、乾めん業界としては、個別品質表示基準があることで、乾めんの正しい情報、文化等の提供を行い、消費者等の商品選択に資していると思っております。どうぞ、乾めん類品質表示基準の継続をお願いいたします。
- ② 個別品質表示基準の無修正による継続が無理であれば、当業界としては、名称(用語の定義)を残していただきたい。乾めんには、その製めん方法に乾めん類（機械製）と手延べとがあります。よって、乾めん類品質表示基準が廃止となれば、乾めん類（機械製）に手延べの文言が使われ、消費者の不利益(経済的不利益等)になる恐れが十分に考えられます。よって、継続をお願いいたします。
- ③ 今一つ、表示禁止事項を残していただきたい。伝統食品である乾めん類の商品名には、産地表示(例えば、讃岐うどん、信州そば等)が多くあります。信州そばを例にいたしますと、長野県内で製めんした場合は、信州そばで問題ありませんが、長野県外で製めんし、信州そばと表示することは、やはり、消費者から産地名への不信感を煽かねません。産地保護（地域文化の育成等）、消費者への正しい情報(虚偽表示の防止など)の提供ということから、継続をお願いいたします。

従って、当業界では、表示については、乾めん類（個別）品質表示基準をよりどころとして、今日に至っております。万が一、乾めん類品質表示基準が廃止となれば、今日まで、競争規約の導入を阻止（タテ割れ行政による法律の混乱を避けるため）をして参りましたが、乾めん類品質表示基準の廃止となれば、当然、競争規約の導

入の声がかかることが十分考えられます。しかし、当業界では、競争規約の導入は視野には入っておらず、あくまでも農林水産省の乾めん類品質表示基準だけを考えております。その理由は、前述のとおり、かえって混乱を招くことは必死と考えるからです。切に、表示の法律は、品質表示基準への１本化が望ましいと考えております。

そこで、重ねてのお願いですが、個別品質表示基準のある業界に対しては、全体でなく、個々のそれぞれの業界の事情、環境等が異なることもありますので、個別に時間をかけて意見等聞く場を設けていただきたくお願いします。

農林水産省消費・安全局
表示・規格課企画調整係 御中

平成16年8月27日

伊藤食品株式会社
静岡県清水市幸町2-3-7
伊藤食品株式会社

「JAS 制度のあり方検討会、中間取りまとめ」に対する意見・要望について

拝啓

貴省、益々御清栄の段大慶に存じ上げます。
毎度格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

陳者

標題について、下記のとおり、登録格付機関等による I 種格付け制度の存続を強く要望致しますので、是非ともご高配を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

記

- (1) 国際貿易取引において、近年益々輸入相手国側は、公的機関による品質証明書 (Inspection Certificate) 等の提出要求を強めております。このため、平成9年の輸出検査法の廃止に際しては、ご承知のとおり JAS 法で手当てするからの約束の下、輸出検査法の廃止に同意した経緯がございます (JAS 規格の第 I 種格付け (ロット検査) で検査を行い、合格品について登録格付機関で証明書の発行を行っています。)

しかるにこの度、「I 種格付け制度を廃止することが適当である。」との対応方向が示されておりますが、I 種格付け制度が廃止されますと、品質証明書等の発行が不可能となり、水産缶詰の輸出ができなくなってしまいます。

中間取りまとめ (案) の P.14 に、「生産行程を把握し、適正に検査・格付を行う能力のある事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者等も認定を受けた上で格付を行うことが可能な制度とすべきである。」と記載されておりますが、弊社が加入しております団体は、常勤・非常勤の役職員数が僅か数名であり、今後新たに人的・物的に検査体制を整備することはまったく不可能であります。従って、かかる救済措置は弊社にとってはまったく無意味であります。

- (2) 現在、貴省では農林水産大臣を始め関係者が一丸となって鋭意輸出振興に取り組んで参られており伺っておりますが、もし仮に I 種格付け制度がストレートに廃止されますと、言動不一致も甚だしいと言わざるを得ませんし、約束を反古にされたということで、農林水産行政に対する信頼を著しく損なうこととなります。よって、なにとぞ、従来どおり、I 種格付け制度を存続されますよう強くご要望申し上げます。

敬具

JAS 制度のあり方検討会「中間取りまとめ」に対する意見

社団法人 全国トマト工業会
社団法人 日本ソース工業会

(1) 「標準規格」と「特色規格」について

今回の中間取りまとめの中で、新たに標準・特色規格というものが検討されているが、考え方が明確にされていないため理解しがたい。

長年にわたり、今日の JAS 制度が普及定着しており、かつ、5 年ごとに現状にあった見直しを行っており、なんら問題なく運用されている中で、非常にわかりにくく逆に消費者が混乱するのではないか。

(2) 個別品質表示基準の廃止について

個別品質表示基準の廃止が検討されているが、これこそまったく理解できない。
現在、数多くの食品に品質表示基準が制定されており表示のルールが確立されている。
これを廃止すれば市場はもちろん消費者にとっても商品選択の妨げになることは目に見えている。

この考えを強行すれば、公取の表示規約により従来を表示基準を堅持していきたい。

また、表示規約を制定していない業界も表示規約を制定し業界の自主ルールを確立する動きが加速することとなる。そうなった場合は、農水省の表示に対する権威は低下することは避けられない。

農林水産省 消費・安全局
表示・規格課 企画調整係 御中

平成 16 年 8 月 30 日

日本農産物加工工業組合
東京都中央区日本橋 3-11-6

「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」についての意見

登録格付機関等による第一種格付制度について

平成 16 年 7 月に発表された、「JAS 制度のあり方検討会中間とりまとめ」によると、現在の枠組みにおける第 1 種格付の制度を廃止することが適当である。との対応方向が示されています。

このことは、次の点から問題があり再考すべきと思います。

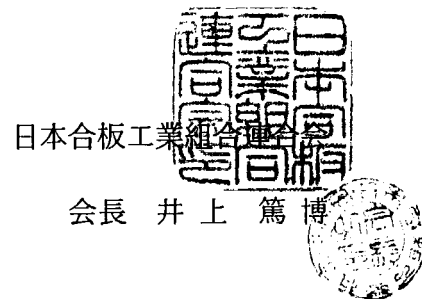
- ① ・輸出缶詰等については平成 8 年まで輸出検査法に基づき、指定検査機関が輸出検査を実施、輸入国側から Inspection Certificate 等の要求がある場合は、指定検査機関が証明書を発行していた。しかし平成 9 年輸出検査法が廃止されたため、輸出缶詰において、前述の証明書の発行・取得が困難となったため、関係官庁などの指導のもと、JAS 第 1 種格付検査を行い、JAS 基準に適合したものについては登録格付機関より証明書の発行を受けることができる事になり、現在に至っている。
・缶詰の輸出において、輸入国サイドから品質証明書等の要求がある場合、第 1 種格付制度が廃止された場合、証明書の取得が取れなくなり輸出が危機に迫いやられることになる。
- ② 国内流通についても、学校給食用など JAS 基準が入札条件となっている物あり、現に第 1 種格付検査を受けて納品している缶詰もある。

以上のことから現行の第 1 種格付制度を存続し、輸出・国内の商取引に支障をきたさないよう、御配慮をお願い致します。

以上

平成 16 年 8 月 30 日

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
企画調整係 御中



日本合板工業組合連合会

会長 井上 篤博

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-17-3
(虎ノ門 12 森ビル)
電 話 : 03-3591-9246
F A X : 03-3591-9240

JAS 制度のあり方検討会中間取りまとめ に対する意見の提出について

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本会は、近年、林産物消費のあり方等が国民生活において一段とその緊要性が高まってきている中で、JAS 制度の徹底並びに国産 JAS 格付け合板の普及に努めて参ったところですが、また、合板に対する品質表示基準制度の導入について、関係当局にご要請をさせていただいてきたところでもあります。

このような中で、この度、新たな JAS 制度のあり方についての真摯なご検討を重ねられ、充実した「JAS 制度のあり方検討会 中間取りまとめ」を公表されましたことについて、深く敬意を表するとともに、このことについての意見を下記の通り提出する次第です。
今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 循環型社会の形成に当たって、林産物がくらしの中で重要な役割を担っていることから、現行法第 2 条を改正し、林産物を本則に規定すること。
2. JAS 制度のあり方検討会開催要領の趣旨並びに検討内容から、中間取りまとめの副題を「食とくらしの安全・安心に資する 21 世紀の JAS 制度を目指して」に変更すること。

3. 合板等の林産物においても、まがい物が流通していることから、中間取りまとめ 3 頁の「(1)品質表示基準により、飲食料品に関して」を「(1)品質表示基準により、
「飲食料品及び合板に関して」に修正すること。
4. 性能表示が重要視されている合板等の林産物において、表示性能を確認する必要があることから、中間取りまとめ 14 頁の 4(1)対応方向の「少なくとも認定時及び
監査時に」を「少なくとも認定時及び監査時並びに輸入 JAS 品目を随時に」に修正すること。
5. 中間取りまとめ 17 頁の「対応方向」の記述趣旨に、合板も該当するものとする
こと。
6. 中間取りまとめ 21 頁の(1)の「対応方向」の「食品表示の現場において」を「JAS
品目表示の現場において」に修正すること。

(以上)

J A S 制度あり方検討会中間取りまとめに対する意見

これまで8回にわたり開催された「J A S 制度あり方検討会」における検討の結果として示された「中間取りまとめ」に対して、国産畳表の産地及びいぐさ・畳表の生産者団体として、下記のとおり意見を提出致します。

今後の検討におかれましては、畳表及び関係業界の特殊性等を踏まえ、寄せられた意見についても再考のうえ、最終報告書の取りまとめに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 農産物である畳表は、生産者が収穫したいぐさを茎の長さや品質等に応じて、様々な規格・種類の製品を加工しており、特定の規格品だけを大量かつ専門的に製造することはありません。また、生産者の技術水準にも幅があるため、生産された製品の品質が大きく異なり、食品等の工業生産品と同一に取り扱うのは困難であるため、最終製品を検査する1種格付を存続していただきたい。
- 2 現在、J A S 格付表示シール等の偽造で書類送検された流通業者等が多数あることから、万一、1種格付を廃止して認証制度へ移行された場合、流通業者による不正な自己格付が横行することが予想されます。つきましては、あらかじめ登録要件や認定基準等において、登録認定機関が認定事業者として不適格な者を認定することができないよう定めていただきたい。
- 3 これまで、中国から輸出されていた畳表には着色剤や基準を満たさない経糸が使用されており、明らかにJ A S 規格に反する生産が行われている現在、外国における認定機関の登録に関する同等性要件が撤廃された場合、生産工程を改善していない工場等まで認定事業者認定することが予想されます。つきましては、中国における生産実態に問題がないと判断されるまで、登録外国認定機関の審査を留保していただきたい。

熊本県八代郡竜北町鹿島1144-11

熊本県い業生産販売振興協会

会長 坂 井 欣

